

(9) 在留資格区分別にみた賃金

外国人労働者の賃金は 254.3 千円で、在留資格区分別にみると、専門的・技術的分野（特定技能を除く）313.2 千円、特定技能 221.4 千円、身分に基づくもの 311.1 千円、技能実習 190.3 千円、その他（特定活動及び留学以外の資格外活動）228.3 千円となっている（第9表）。

第9表 外国人労働者の在留資格区分別賃金及び対前年増減率

令和7(2025)年

在留資格区分 <sup>1)</sup>	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	年齢 (歳)	勤続年数 (年)
外国人労働者計	254.3	4.8	32.5	3.3
専門的・技術的分野（特定技能を除く）	313.2	7.3	32.4	3.2
特定技能	221.4	4.8	29.5	2.4
身分に基づくもの	311.1	3.6	45.0	6.5
技能実習	190.3	4.2	26.2	1.7
その他（特定活動及び留学以外の資格外活動）	228.3	0.8	30.1	2.0

注： 1) 在留資格区分については、5頁「主な用語の定義「在留資格区分」」を参照。  
「留学（資格外活動）」を含めた6区分となる。